

# 長野県トラック協会報

2016

3月

nagano

# TRUCK

ASSOCIATION

## もくじ

平成28年賀詞交歓会の開催報告…………… 2	
<b>委員会報告</b>	
総務委員会・交付金運営委員会 …………… 4	
<b>行政からのお知らせ</b>	
国土交通省	
引越に伴う自動車登録変更手続きの啓 発（協力依頼）…………… 5	
消防庁	
移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結 果 …………… 6	
長野県警察本部	
交通事故総量抑制対策「追突・出会い 頭事故防止キャンペーン」への御支援 と御協力について …………… 10	
	中日本高速道路株式会社 ETC2.0の購入支援・「首都圏の新たな 高速道路料金の具体案」について …………… 13
	<b>協会からのお知らせ</b>
	プロドライバー通報 …………… 14
	<b>陸災防</b>
	フォークリフト荷役技能検定（2級）試 験の実施について …………… 15
	労働災害発生状況の調査 …………… 15
	<b>会員だより</b> …………… 17

## 平成28年賀詞交歓会の開催報告

従来の新年総会を衣替えした長野県トラック協会他関係団体の賀詞交歓会が、昨年、一昨年に引き続き1月25日、ホテル国際21において105名の皆様にご参加いただき、盛大に開催されました。

当日は、北陸信越運輸局長野運輸支局土田支局長を始め多数のご来賓にご出席いただき、お祝いの言葉とともに所管事項に係る当面の諸問題についてのお話をいただきました。

また、席上永年勤続無事故自動車運転者及び永年勤続職員表彰が行われ、94名の皆様が受章されました。

今後とも新年に当たっての会員の交流の場、情報交換の場として継続開催することが予定されておりますので、大勢の皆様方のご参加をお願いします。

### 賀詞交歓会次第

1. 開 会

2. 新年挨拶 岩下会長

3. 永年勤続無事故自動車運転者及び永年勤続職員の表彰

当日は、受賞者94名を代表して、永年勤続無事故自動車運転者の小山卓也氏（坂城運輸株式会社）及び永年勤続職員の伊藤泰治氏（長野第一物流株式会社）が、岩下会長から表彰状を授与されました。

4. 来賓挨拶

北陸信越運輸局長野運輸支局 支局長	土田 泰之 様
長野労働局 労働基準部長	小宮山弘樹 様
長野県警察本部交通部 交通企画課長	藤澤 茂 様
長野県企画振興部交通政策課 課長補佐	手塚 靖彦 様

5. 特別講演会

演 題 「オリンピック選手育成の現場から」  
講 師 荻原健司氏  
(日本ノルディックフィットネス協会 アンバサダー)

6. 乾 杯 小池副会長

7. 歓 談

8. 中 締 中野副会長

9. 閉 会

＜その他の来賓＞

北陸信越運輸局長野運輸支局	首席運輸企画専門官	竹村 康仁 様
長野県警察本部交通部	高速道路交通警察隊長	井出 純彦 様
独立行政法人自動車事故対策機構長野支所	支所長	田中 修平 様
株式会社商工組合中央金庫	長野支店長	山中 秀彦 様



挨拶する岩下会長



祝辞を述べる土田支局長



ご来賓



祝賀会会場

行政からのお知らせ

国土交通省

引越に伴う自動車登録変更手続きの啓発(協力依頼)

国土交通省から、引越が集中する3月～4月の時期に、引越利用者である自動車ユーザーに対して、自動車登録変更手続きの必要性について周知方協力依頼がありました。



国自情第209号  
 平成28年1月21日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長



引越に伴う自動車登録変更手続きの啓発について (協力依頼)

国土交通省等では、引越をして住所が変わった際に必要となる自動車の変更登録等の申請手続きの励行について啓発活動を実施しており、例年、貴協会にもご協力頂いているところです。

本年におきましても、引越が集中する3月～4月の時期に、引越利用者である自動車ユーザーに対して、自動車登録変更手続きの必要性について下記のとおり周知いただきたく、貴協会傘下会員の引越事業者の皆様へのご協力方よろしくお願いいたします。

記

1. 周知内容

「引越に伴い、住所が変更となった場合は、新住所を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所（軽自動車は軽自動車検査協会）において、当該自動車の変更手続きを必ず行って下さい。手続きの詳細は、国土交通省（軽自動車は軽自動車検査協会）のホームページにも掲載しています。」

2. 周知方法

- (1) 引越実施前後に、引越利用者に対し、口頭で上記内容の伝達をお願いします。
- (2) 引越利用者に提供する引越準備チェックリスト等の冊子やパンフレットを作成、又はホームページを開設している引越事業者におかれては、上記「1.」の内容に以下の参考にあるホームページアドレスを入れて掲載願います。

(参考：手続きの詳細について)

登録自動車については、国土交通省ホームページ内「登録手続き」

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/toroku/trk03.htm>) をご覧いただくか、新住所を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。

また、軽自動車については、軽自動車検査協会ホームページ内「各種手続き」

([http://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures\\_000037.html](http://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000037.html)) をご覧いただくか、新住所を管轄する事務所・支所にお問い合わせ下さい。

**消 防 庁**

**移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果**

昨年11月を中心に全国の消防機関が移動式タンク貯蔵所等の立入検査を実施したところ、基準不適合等車両の割合が高いこと、また、立入検査の重点項目である定期点検に係る義務違反が非常に多く憂慮される状況にあるため、別記「危険物の輸送等における保安確保のための留意事項」の周知徹底方依頼がありました。

消 防 危 第 1 号

平成 28 年 1 月 14 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

消防庁危険物保安室長



移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平素から、危険物施設等における事故防止に御尽力いただくとともに、消防行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成 27 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間を中心に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁において別添のとおり取りまとめました。

これによりますと、移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は 17.35%（前年 18.88%）であり、昨年と比較して 1.53 ポイントの減少となりますが、依然高い水準にあります。

なかでも、移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は 1,262 件（前年 1,337 件）であり、昨年と比較すると 75 件減少となりますが、他の項目に比べて非常に多く、憂慮される状況です。

貴団体におかれましても、違反項目の状況等を勘案し、貴団体の会員に対して、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」について周知するとともに、法令違反事項の改修に係る指導及び改修の確認を徹底し、危険物の輸送中における危険物の保安を確保していただくようお願いします。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担 当	清水、水野
電 話	03-5253-7524（直通）
F A X	03-5253-7534

別添

## 移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

### 1 総括表

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両			警察機関との協力状況
			実施車両数		不適合車両数		無許可車両数		不適合車両数等		実施車両数	不適合車両数	認識状況不良車両数	
				うち他行政庁	(a)	うち他行政庁	(b)	うち他行政庁	(a+b)	うち他行政庁				
道路上	562	793	1,751	1,005	382	201	3	1	385	202	333	45	1	有 777 無 16
常置場所	434	5,034	12,879	48	2,119	18	31	0	2,150	18				
危険物の積卸し場所	57	161	609	129	48	14	0	0	48	14	106	10	0	
その他	235	767	7,220	13	1,346	1	7	1	1,353	2	135	5	0	
※ 合計	756	6,755	22,459	1,195	3,895	234	41	2	3,936	236	574	60	1	

- 備考 1 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。実施場所の「その他」とは、道路上、常置場所及び危険物の積卸し場所以外の場所をいう。
- 2 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては貯蔵及び取扱いの技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準並びに移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。
- 3 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更している車両をいう。
- 4 「認識状況不良車両」とは、運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況が不良と認められる車両をいう。
- 5 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数及び無許可車両数欄の「うち他行政庁」の欄は、それぞれの車両数のうち、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数である。
- 6 ※の「実施消防機関数」の合計は、延数ではなく実数である。

### 2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合計		
	実施車両数	不適合等車両数	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数	不適合率(%)	実施車両数	不適合等車両数	不適合率(%)
平成23年度	23,019	4,126	17.92	730	74	10.14	23,749	4,200	17.68
平成24年度	23,073	4,117	17.84	719	67	9.32	23,792	4,184	17.59
平成25年度	22,698	4,174	18.39	665	79	11.88	23,363	4,253	18.20
平成26年度	22,465	4,287	19.08	601	69	11.48	23,066	4,356	18.88
平成27年度	22,459	3,936	17.53	574	60	10.45	23,033	3,996	17.35

備考 「不適合等車両数」には、無許可車両数を含む。

### 3 基準不適合車両の項目別内訳

	項	目	不適合車両数		増減数		
			27年度	26年度			
移動タンク貯蔵	貯蔵、取扱の基準不適合 (法第10条3項)	許可品目以外の貯蔵 (政令第24条第1号)	13	14	-1		
		貯蔵、取扱の不備による流出等 (政令第24条第1項第8号、政令第26条第1項第7号)	92	95	-3		
		マンホールのふた不適合	12	19	-7		
	小計	完成検査済証等備え付け義務違反 (政令第26条第1項第9号)	617	576	41		
		その他の貯蔵、取扱の基準違反 (政令第24条~第27条 (上記の各項目を除く))	196	160	36		
	設備等の基準維持義務違反 (法第12条第1項)	小計	918	845	73		
		常置場所に係る基準不適合 (政令第15条第1項第1号)	塗料の剥離発錆	83	86	17	
			変形、破損	292	278	14	
			流出有	17	21	-4	
		タンク本体に係る基準不適合 (政令第15条第1項第2号、第3号、第7号、第8号)	その他	56	53	3	
			附属装置に係る基準不適合 (政令第15条第1項第4号 (防波板を除く)、第5号、第6号)	変形、破損	28	52	-24
				機能不良	58	54	4
		配管及び弁等に係る基準不適合 (政令第15条第1項第9号~第12号)	その他	65	57	8	
			変形、破損	32	36	-4	
			流出有	1	4	-3	
		電気設備、接地導線の不良等 (政令第15条第1項第13号、第14号)	機能不良	103	173	-70	
			その他	112	155	-43	
			表示、標識の未設置等 (政令第15条第1項第17号)	未設置、不足	67	42	25
		消火器の未設置等 (政令第20条)	その他	462	516	-54	
			未設置、不足	94	91	3	
その他	602		725	-123			
その他の設備等の基準不適合 (政令第15条第1項 (上記各号を除く))	その他	511	544	-33			
	積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (政令第15条第2項)	IMDGコード不適合	0	0	0		
		給油タンク車の特例基準不適合 (政令第15条第3項)	0	6	-6		
アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (政令第15条第4項)	アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (政令第15条第4項)	0	0	0			
	小計	3194	3570	-376			
移送の基準不適合 (法第16条の2)	危険物取扱者無乗車 (法第16条の2第1項)	11	14	-3			
	運転要員不足 (政令第30条の2第2号)	0	0	0			
	危険物取扱者免状不携帯 (法第16条の2第3項)	32	38	-6			
	その他の移送基準に係る不適合 (政令第30条の2第1号及び第3~5号)	18	20	-2			
	小計	61	72	-11			
定期点検に係る義務違反 (法第14条の3の2)	定期点検に係る義務違反 (法第14条の3の2)	1262	1337	-75			
	濡れの点検未実施	476	492	-16			
	危険物取扱者の保安講習義務違反 (法第13条の23)	391	418	-27			
合計	合計	5826	6242	-416			
危険物運搬車両	運搬の基準不適合 (法第16条)	運搬容器の技術上の基準不適合 (政令第28条)	6	5	1		
		積載方法基準不適合 (政令第29条)	収納、表示不適合 (政令第29条第1号、第2号)	3	11	-8	
			流出有	0	0	0	
			積載不適合 (政令第29条第3号、第4号、第7号)	14	13	1	
			被覆不適合 (政令第29条第5号)	0	0	0	
	混載不適合 (政令第29条第6号)	0	0	0			
	小計	17	24	-7			
	運搬方法基準不適合 (政令第30条)	標識	未提示、不足	7	7	0	
		(政令第30条第1項第2号)	その他	9	7	2	
		消火器	未設置、不足	16	18	-2	
(政令第30条第1項第4号)		その他	14	22	-8		
その他	12	8	4				
小計	58	62	-4				
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良	1	3	-2			
合計	合計	82	94	-12			

### 4 イエローカードの携行状況

(1) 移動タンク貯蔵所 携行率 92.3% (217台/235台)

(2) 危険物運搬車両 携行率 80.0% (28台/35台)

備考 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く。

## 別 記

**危険物の移送等における保安確保のための留意事項**

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び危険物の運搬における事故の発生を防止するとともに、事故が発生した場合においても被害の拡大を防止するために、今回の立入検査の結果を踏まえ、下記に掲げる事項を重点項目として、保安確保の徹底を図るものとする。

## 記

**[重点項目]****1 移動タンク貯蔵所に関する事項**

- (1) 定期点検（特に5年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施と、その結果及び完成検査済証の車両への備付けの徹底
- (2) 必要な消火設備（消火器2個以上）の設置及び維持管理の徹底
- (3) 危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備並びに標識の設置と維持管理の徹底（貯蔵物品の正確な表示等）
- (4) 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底（断線の有無の確認等）
- (5) 危険物取扱者免状の携帯及び危険物取扱者の保安講習受講の徹底

**2 危険物運搬車両に関する事項**

- (1) 車両の前後の見やすい位置への標識の設置及び運搬する危険物に適応する消火設備の設置の徹底
- (2) 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法の徹底
- (3) 必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底



長野県警察本部

交通事故総量抑制対策「追突・出会い頭事故防止キャンペーン」  
への御支援と御協力について

長野県警察本部から、人身交通事故の約7割を占めている追突・出会い頭事故防止に的を絞った「追突・出会い頭事故防止キャンペーン」を2月10日から12月31日までの間、実施する旨の協力依頼がありましたので、積極的な取り組みをお願いします。



長交企発第 31 号

平成 28 年 2 月 10 日

公益社団法人 長野県トラック協会会長 様

長野県警察本部交通部長



交通事故総量抑制対策「追突・出会い頭事故防止キャンペーン」への  
御支援と御協力について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、交通安全をはじめ警察行政の各般にわたり御支援・御協力をいただいておりますことに、衷心から御礼申し上げます。

さて、昨年は、皆様方と手を携えながら各種対策に取り組んだ結果、県内の交通事故死者を前年より13人少ない69人に抑止することができ、また、交通事故件数も11年連続で減少させ9,000件を下回るという大きな成果をあげることができました。

本年は、第10次長野県交通安全計画の初年度に当たりますことから、この目標達成に向けて確実な道筋をつけるべく、長野県警察の抑止目標を「交通事故死者数65人以下、死傷者数1万人以下」と定め、その総合対策を「信濃路いきいき65」と銘打ちまして、「死亡事故抑止対策」と「事故総量抑制対策」を大きな2本柱として取り組んでいくこととしております。このうち、交通事故の総量を抑制し、死傷者数を1万人以下に抑えるため、人身交通事故の約7割を占めている追突・出会い頭事故防止に的を絞った「追突・出会い頭事故防止キャンペーン」を本年2月10日から12月31日までの間、実施いたします。

つきましては、各位におかれましても別添チラシの内容を御確認いただき、本キャンペーンの広報・啓発活動に御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

長野県警察本部交通部  
交通企画課交通安全対策室  
担当 佐藤・米山  
電話 026-233-0110 (内線 5032)



# 追突・出会い頭事故!!

追突事故と出会い頭事故で  
全人身事故の約7割を占めています。

(H27統計:長野県警察)

この2つは  
最も起こしやすい  
事故形態です。

追突と出会い頭事故に  
気を付けよう

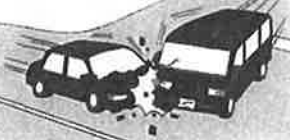


## 約7割



### 追突事故

3,850件 4割以上



出会い頭事故  
2,080件 2割以上

## 追突事故防止のポイント

事故の主な要因は、脇見、考え事などにより前方をよく見ていなかったことです。

適正な車間距離の確保と脇見の防止で、事故の危険を減らしましょう。

## 狭い車間で 迫る事故



車の停止距離を考えて、前の車が急に止まっても、追突しない安全な車間距離をとりましょう。

## スマホ脇見で 起こす事故

運転中に携帯電話、スマートフォンを手に持った通話や画像注視は交通違反です。

交通事故に直結する大変危険な行為ですので絶対にやめましょう。



## 出会い頭事故防止のポイント

事故の主な要因は、安全不確認や一時停止標識、交差点の見落としで発生しています。

見通しの悪い交差点、通り慣れている生活道路等では特に注意しましょう。

## 止まらず進行 迫る事故

一時停止場所や優先道路手前では、必ず止まりましょう。

「車はこないだろう。」「相手が止まるだろう。」という油断に危険が潜んでいます。

## 見ないで発進 起こす事故

交差点は、人や車が交錯する最も注意が必要な場所です。

出会い頭事故の約7割は、安全不確認が原因です。

一つ一つしっかり安全確認をしましょう。



長野県警察では「追突・出会い頭事故防止キャンペーン」を実施中です。

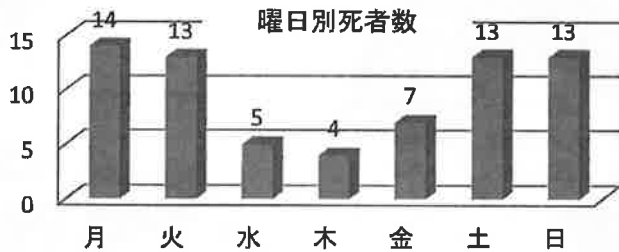
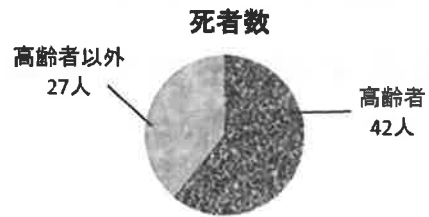
# 長野県警察

# 平成27年中の長野県における営業用貨物自動車の交通事故発生状況（長野・松本・諏訪ナンバーに特化）

H 2 8 . 2 . 1  
長野県警察本部  
交通企画課

## 1 交通事故発生状況【平成27年中】

	累 計 (増減)		
発生件数	8,867 件	-419 件	-4.5 %
死者	69 人	-13 人	-15.9 %
傷者	10,954 人	-550 人	-4.8 %

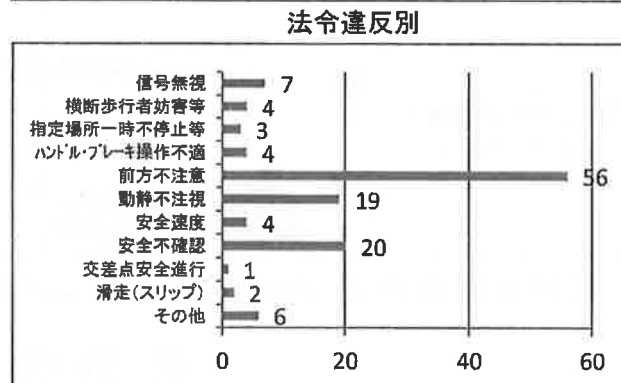
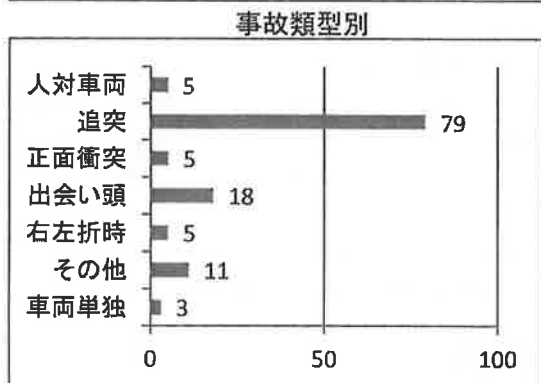
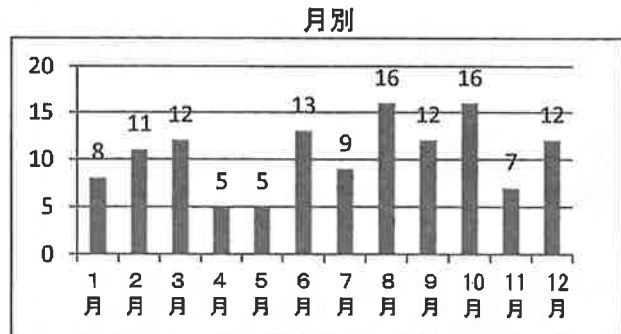
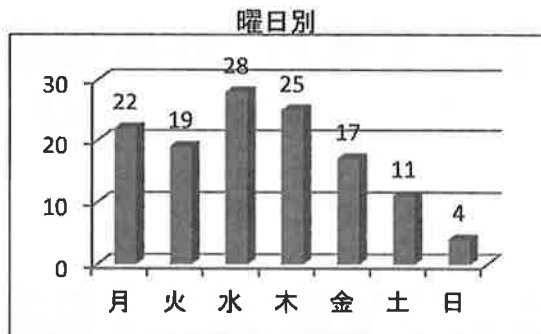


## 2 長野・松本・諏訪ナンバーの事業用貨物自動車第1当事者となった長野県内の交通事故の発生状況（軽貨物自動車を除く。）

	事業用全貨物 (軽貨物自動車を除く。)	事業用 長野・松本・諏訪 ナンバー	全貨物に 占める割合
発生件数	229件 (-44)	126件 (-23)	55.0% (-0.4)
死者	3人 (-10)	0人 (-5)	0.0% (-38.5)
傷者	313人 (-58)	166人 (-40)	53.0% (-2.5)



( )内 前年比



中日本高速道路株式会社

## ETC2.0の購入支援・「首都圏の新たな高速道路料金の具体案」について



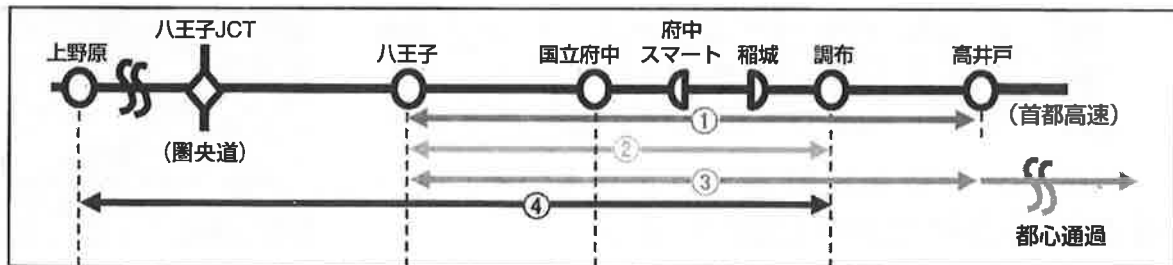
・圏央道でETC2.0搭載車を対象とした料金割引が行われるなどの「首都圏の新たな高速道路料金の具体案」の詳細やETC2.0購入支援については、NEXCO中日本ホームページ (<http://www.c-nexco.co.jp/>) をご覧ください。

### 中央道(高井戸～八王子)の料金について (案)

・国土交通省が発表した「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」(平成27年9月11日)に基づき、平成28年4月以降の中央道均一(高井戸～八王子)区間の高速道路料金の具体案を作成し、平成27年9月18日に国民の皆さまに意見募集した案です。

料金が正式に決定いたしましたら、改めて公表させていただきます。

- **ETC車** は現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準とし、均一料金制から対距離制へ移行します。ただし、**都心を発着する交通については当面、激変緩和措置として現行料金(普通車：620円)が上限料金**となります。
- **現金(非ETC)車** は **区間最大料金(普通車：980円)** となります。
- 他車種の料金は、普通車の料金をもとに車種間比率に応じて設定します。
- 中央道均一区間(高井戸～八王子)短区間割引は平成28年3月末で終了します。



① 八王子⇄高井戸 (25.8km)

現行	新料金	ETC (激変緩和)	現金 (非ETC)
620円	980円 (+360円)	620円	980円 (+360円)

② 八王子⇄調布 (18.1km)

現行	新料金	ETC (激変緩和)	現金 (非ETC)
620円	740円 (+120円)	620円	980円 (+360円)

③ 八王子⇄高井戸 (25.8km) 都心通過

現行	新料金	ETC (都心通過)	現金(非ETC) (都心通過)
620円	980円 (+360円)	980円 (+360円)	980円 (+360円)

④ 上野原⇄調布 (42.6km)

現行	新料金	ETC (激変緩和)	現金 (非ETC)
1,430円	1,390円 (▲40円)	1,390円 (▲40円)	1,790円 (+360円)

(注意事項)

- ・料金例は、普通車の例です。
- ・③の都心通過とは、中央道を利用し、首都高速道路や外環道を経由して、東北道など放射高速道路を利用することをいいます。なお、中央道、首都高速道路または外環道内で一定時間内に乗り直して、放射高速道路を利用した場合も、都心通過したものとみなします。

お問い合わせ先 ▶ NEXCO中日本お客さまセンター  
24時間・年中無休

☎ 0120-922-229

※ IP電話等一部の電話からはご利用できない場合があります。その場合は052-223-0333(通話料有料)におかけください。